## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

総合政策部 広報課

許認可等の内容		栃木市ホームページバナー広告掲載に関する決定		
根拠法令等及び条項		栃木市広告掲載要綱第8条		
標準処理期間	根拠条項	未設定		
	設定等年月日	平成 年	月	日設定
		平成 年	月	日最終変更
	標準処理期間			
	根拠条項	栃木市広告掲載要綱第3条		
	参考事項	栃木市ホームページ広告掲載取扱要領、栃木市ホームページ広告掲載要		
		項		
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定		
		平成 年	月	日最終変更

## 【基準】

## 栃木市広告掲載要綱

第3条 掲載できる広告は、市の品位、公共性及び公益性を損なわないものとするとと もに、市民生活に関連したものであって、別表に定める掲載できない広告に該当しな いものとする。

<中略>

## 審査

基

準

別表 (第3条関係)

掲載できない広告

- (1) 法令、条例又は規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (3) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれのあるもの
- (4) 児童及び青少年の健全育成を阻害するおそれのあるもの
- (5) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
- (6) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えたりするお それのあるもの
- (7) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (8) 交通の安全を阻害するおそれがあるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定めるもの